

第14回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 議事録

【日時】平成18年6月12日（月）18:30～19:50

【場所】アトリウム地下多目的会議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

上村かおり	高桑力也
大阿久紳介	高橋司郎
大島いづみ	田中一男
岡上直子	辻山幸宣
片山清史	野口暢子
河本道雄	長谷川和寛
木戸陽成	古谷茂雄
熊澤茂	三浦亜紀
小原隆治	村上祐允
鈴木恭一郎	山浦成子
関根和弘	若井治子



議事次第

1. 開会
2. 提言（案）の確認
3. その他
4. 閉会

1. 開会

会長	それでは、既におわかりのように、今日で提言をまとめてしまいたいと思っているので、皆さん協力をお願いします。それにしても、これまで、私が休んだのも含め、2か月間、色々と起草部会でも大変なご苦勞があったかと思う。ここでもうほぼ最終案という形でまとまっているので、これを今日議論していく。なお、修正意見がでているので、それについてどう取り扱うかも話し合った上で、できるだけ早い時間のうちに「今日はこれで打ち上げ。ご苦勞様でした」というようにしたいので、よろしくをお願いします。
----	---

2. 内容確認

会長	それでは最初に提言案の内容について事務局から。
事務局	（資料説明）
会長	よろしいか。起草部会も朝の4時まで行なったというものもあるようで、合計するとすごい時間をかけてやっているというのがわかるだろう。それでは早速、提言案についてお諮りしたい。
高橋起草委員	その前に一言申し上げたい。早いもので初めて集まったのは昨年6月15日で、今日は6月12日なので丁度1年前となる。そして今日のこの全体会議が第14回目となる。その間、2月に起草部会が新たに発足したが、それまではそれぞれワーキンググループ

という形であらゆる問題を出しあった。そして起草部会が発足し、そこで前半はまず項目の整理にとりかかった。そして項目の整理の過程でA、B、Cグループに分かれた。そのA、B、Cグループが一緒にやった部分、またそれぞれ単独でやった部分、それらをまず何人かの委員が手分けをして書き上げ、それを最初の全体会議でみなさんにおはかりして、こういう意見を頂戴した。そこからスタートであって、例えば「文章が難しい」とか、「他府県の固有名詞を使ってはまずい」とあるとか、「もっと数字の説明を減らしたほうがいい」、あるいは「必要ないのではないか」など意見を頂戴しながら起草部会で議論を続け、その積み重ねが今日の最終案となった次第である。この最終案も、先ほど事務局から説明があった通り、今日ここでの最終案というのは、最終案にアンダーラインが引いてあり、皆さんにお送りした最終案について、ご意見があったらお寄せくださいということで、6月6日締め切りでご意見頂戴し、それが今日のお手元の配布資料にあるご意見となっている。それをベースとして先週また会合を行い、それぞれ逐一もらさず検討した。どれ一つとして飛ばしたものは無い。これは自信を持って言える。本当に色々なご意見があり、全てがその通りになったかというところではないが、それなりに配慮している。それらの細かくはまた後で別の委員が説明を行う。

例えばコミュニティに関しては全面書き換えを行った。「コミュニティというのを日本語で表示しよう」というご意見があった。しかし、練馬区の公式のご案内でコミュニティという言葉が使われている。ここにこういう文章がある。「コミュニティビジネスの事業プランを募集します」というタイトルで、「コミュニティビジネス推進事業に練馬区は補助金を出す、そしてその補助金の締め切りが6月1日から6月31日まで」とある。ちなみにどういふところが補助金の対象になるかというところ、商店街およびその連合会、町会・自治会およびその連合会、NPO法人やボランティアグループ等民間活動団体、事業を実施するために5人以上の区民・区内事業所で構成される団体、区内にある大学等に在籍する5人以上の学生団体、その他区長が適当と認める団体、それらについて法人格の有無は問わない、とある。こういった対象から3つの事業、3つの団体に補助金が出て、補助金の最高額は50万円となっている。こういうことが既に練馬区の区報やホームページに載っているのだから、コミュニティを日本語に置き換えるというご意見があったものの、あえてそのままにした。その代わりに、よりわかりやすくするため、コミュニティの部分の全面改訂した。こういった例を挙げればきりが無いが、要は起草部会としてどういった配慮をしたかというところ、とりまとめにあたっての留意点としては、区民の目線で誰でもわかりやすく、そして、ご指摘のあったように、極力和製英語を省く、といった努力をした。しかし、あまりにこだわると、かえってわかりにくくなることもある。例えば、今問題になっている「エレベーター」を無理やり「昇降機」などと置き換えたり、あるいは、「マスコミ」という言葉は英語ではないし、「マンション」これはフランス語である。そういったことを逐一検討した上で、あえて「コミュニティ」という言葉を残させて頂いた。また後ほど詳しく説明させて頂く。

何より大事なことは、ここにおられるすべて委員のご発言や指摘して頂いた内容については、徹底的に精査し、その上で、起草部会として意見集約をした。従って、喧々諤々、殴り合い、とまではいかないが、かなりの白熱した議論も展開された。またそれぞれの起草部会の委員は、専門家の意見を聞いたり、文献を改めて読んだりといった努力をし

てきた。そういう結果の集約として本日の最終案となったことをご理解頂きたい。そして、仮にこれがみなさんの賛成多数でご承認頂いて、なおかつ自分は言いたいことがまだあるという方が当然おられるとは思いますが、そういった方々の発言の機会は今からまだまだある。まず一つは、この7月末にあり、2会場で予定しているシンポジウムである。さらに今度は7月3日の提言を受けて、役所の中にそういったプロジェクトチームが作られ、いわゆる条文化の作業に入っていくと思われるが、11月の定例議会にかけまでの間に、区民説明会といったものを5か所、6か所用意している。それからいよいよ、議会にかかったならば、おそらくそこでの傍聴もできるかと思うし、まだまだご意見を発表する機会がある。従って今日は、これからの説明の後に、できうる限りご意見を承るが、どうしてもまた修正が必要となるならば、日程的に厳しいので、来週中にもう一度全体会議を開かなければならなくなる。こういった事情を踏まえて、本日みなさんにいろいろとご意見、ご不満をぶつけて頂きたい。とにかくまずそれらの意見は議事録として、記録に残るので、ではこれから議論を進めて頂きたい。ではよろしく願います。

村上起草委員 主だった内容の訂正があったところをご説明させて頂く。まずは1ページの前文から。前文は、みなさまからご指摘を受けて、明るい色調に書き直した。内容はこのように大変明るくなっている。次に、3ページについて。

会長 一つ質問だが、これはすでに変更した結果を反映させたものなのか、それとも改めて審議するのか。

村上起草委員 出てきている意見は事前にチェックのうえ、最終案に反映して、送付した。

会長 わかりました。

村上起草委員 以降そういう前提で説明をするので願います。3ページの序章だが、先ほど高橋委員から説明があったが、コミュニティについて全面的に改訂をしてあるので⑦⑧のコミュニティおよびコミュニティ活動について全面的に改訂している。

詳しい内容はコミュニティの章で説明させて頂く。

次に4ページだが、第1章に、なぜこの条例が必要なのか、この条例を設けるべきなのか、ということで、「条例の目的」、というものを設けた。それが第1章という形になる。続いて6ページ、3-1-2-(3)「情報管理、保護」について表現を「区は練馬区についての情報を区民が適切に運用できるように管理保護しなければなりません」という表現に改めた。

続いて9ページ、4章の基本的な考え方の4-4のか所で、内容的には変わりがないが、文章を書き改めている。次に、だいぶ飛びまして16ページ、7章「執行機関」について、ここは「執行機関の役割・責務」について「その権限と役割において公正かつ誠実に自治を実現しなくてはなりません」ということで、「公正かつ誠実に」という文言が加わり、これについてはその権限と役割において、という限定が施されているとご理解頂きたい。続いて19ページの「コミュニティ」について、コミュニティについて、「地域における多様な人と人とのつながり」、コミュニティ活動・組織については「コミュニティを基盤とする活動組織」というように位置づけた。つまり、これはコミュニティが人同士の結びつきの基盤となる基礎的な単位であると位置づけ、具体的な色々な

活動・組織は最も基盤となるコミュニティから派生する。よってコミュニティから派生する活動・組織は様々なものがあるのでここで限定しない。実際この条例を使うという時にどうするかというと、個別具体的にその活動なり団体が自治の支え手で有りうるか、あるいは協働の相手となり得るかは実際の活動の中で判断することとなる。一切その活動・組織について限界づけをしていないので、その組織が有害か、そうではないかは活動の中で判断して頂く、ということになる。よって、コミュニティに関しては協働の主体がコミュニティ活動・組織および区ということになった。区民の権利と責務についてはコミュニティ活動・組織がその対象になっている。

続いて、20 ページ「コミュニティ活動・組織」については前回の提言案にあった、コミュニティファンドの例示を削除している。続いて 21 ページ「住民投票」は基本的な考え方とところで文章をまとめなおし、一層簡潔簡明にした。具体的な検討課題の代表例というところで③「投票権者の年齢要件」というところを「投票権者の資格要件」というように表現を改めた。資格要件は年齢だけに限らないので広くとってある。23 ページ、11-4 「(仮称)自治推進委員会の役割」に⑤「自治推進計画の立案」と書き加えてある。これはつまり、条例の運用、自治の推進等に関する目標管理、あるいは評価の指標になるものを立案していくことになる。具体的にはその立案を受け、区長が計画の策定・執行をしていくこととなることを想定している。続いて 24 ページ「改定方法」については種々議論があったが、「区長がこの条例を改定する場合には(仮称)自治推進委員会の意見を聞くことができます」としている。前回は住民投票について書いてあったが、全面的に改定している。

主だった変更点は以上である。

有難うございました。

会長
長谷川起草
委員

前回から本日までに寄せられた意見をまとめさせて頂き、1人の方から複数の意見が出ていたものも1意見ごとに分けてそれぞれをカウントしたところ、全部で28件あった。

その中で起草部会の中で精査し、取り込むことを取り込んできたわけだが、全体のご意見で内容が多かったものについては、まず前文についてのもものが3件、用語についてのもものが1件、6ページの「自治の基本原則」のところも3件、8ページ「区政運営の基本原則」の方が5件、それ以降は、それぞれ1ページ1件ずつになるが、11ページ「区民等」のところ、それから16ページの「執行機関等」のところも2件、次のページ「議会等」のところも3件、19ページ「コミュニティ」のところも意外と少なくとも2件、21ページ「住民投票」のところも1件、22ページ「区政運営一般」が2件、最後の基本条例の改訂方法についてというところが1件ということだった。また全体としてコミュニティに関してのご意見もあった。これは、それぞれページバイページで1件1件、中身を見て内容を検討した。中身については先ほどの村上委員の報告の通りである。

有難うございました。

会長
大島起草委
員

多分ご意見をだして頂いた方で、自分のものが入っていないという方もいらっしゃると思うが、1つの問題として「努めなければならなければならない」という表現が良いのではないかとことや「しなければならなければならない」という表現でよりこちらの方が良い

のではないかとということで意見を出して頂いた部分があった。あくまで住民自治は自ら育んでいくものと考え、
「しなければならぬ」ということではなく「努めていこう」ことでやっていかないと、誰かから強制されなければならないということに繋がるのではないかと、ということで、ここでは表現を変えることはしなかった。

前文についてはいくつか出ていると長谷川委員にもあったが、やはり人が書いた文章はどうしても自分の言葉となじみにくい、やはり自分の言葉で書きたいというのがあると思うが、寄せられた意見に、「違います」ということではなく、これを基盤にしてこういう風にした方が良さだろう、これは感性の問題だろうということで、あえて個々を大きく変える必要はないだろうということで、2箇所ほど変えた。1箇所目は「地方公共団体」という表現を「自治体」に変えた。もう1箇所は「名実ともに自立した地方公共団体」という部分で「な」という表現にした方が良さということで「名実ともに自立的な地方公共団体」という表現に変えた。後についてはほとんど変えませんでした。

ご意見は逐一起草部会で目を通し、これは意に添わないので云々ではなく、目を通した上で、最終的にこういう形にした。

会長 その他起草部会からの補足はないか。

無いようなので、今までの起草部会での話を前提として意見を伺いたいと思う。まず、前提なしでどこからでも良い、ということで意見を伺う。

A委員 質問だが、起草部会の方で提言最終案をまとめたが、区長に出すのはどれになるのか。この最終案はもちろん出すだろうし、資料も出すだろう。ただ資料というのはこの全体会で検討した資料を出すのか。

会長 事務局はどのように考えるのか。

事務局 事務局のイメージとしては、最終案と書いてある提言本文と、それを作り上げたものとしての資料編、これをセットにして提言とするイメージで考えている。

高橋起草委員 申し遅れたが、先ほどここに来る時に、区長とエレベーターの中でお会いした。それで、いよいよ7月3日の答申に向けて今日集まり、なんとか今日中にまとめたいのだと伝え、短い会話を交わしたのだが、そこで区長から、起草部会、懇談会の委員の皆さんにくれぐれもよろしくとのことを伝え忘れていたので、今ここで申し上げておく。

会長 先ほどの資料編の話だが、事務局のイメージとしては1つの冊子に束ねるということでよろしいか。なにか足りないことはあるか。

A委員 本編を見ると、30ページのうちの24ページ、これはワークショップの結果ということだが、ワークショップは2回から9回までの8回にわたって開かれている。今日までの後の5回については、やはり懇談会の一部として、ワークショップの結果、起草部会で起草したものを全体会で審議したという事実があるので、その部分が欠落してしまうのではないかと危惧したわけである。従って、私が考えるに、ワークショップは、2回から9回までというようにまとまっているが、10回から今日の14回までの分は議事録を差し込めば、これまでの経過がより良くわかることになり、非常に資料として生き生きしてくるのではないかと。

会長 要するに、ワークショップの後の全体会については記録が無いので、議事録を添付するという提案であるようだが、どうだろうか。まあ議事録には個人名が載っていないということもある。私は「会長」と記載されているので、誰だか探れば察しがつく人も

いるかと思う。とにかく事務局としてはこれについて対応は可能なのか。分量的な問題もあるかと思うが。あとそれは、9回までは別と考えて、10、11、12回の方までということでもよろしいか。

事務局

議事録については、了解が得られたものをホームページに載せている。その意味では公開はされている。

一方、ワークショップをやっていた中での全体会での発言もある。そこでも貴重なご意見があったかと思う。そうすると、第1回から全部載せるのか、あるいは第10回からのみでよいのかということもある。

後は分量の関係になるが、資料編の中でどこまで載せるかというのがありますが、議事録を資料編に載せるのはあまり今までの区のものでは見かけない。場合によっては、本体は提言と資料編、そして、これに至った会議の経緯を知らしめるものとして、別冊で議事録編みたいなものを作っても良いと思うので検討して頂きたい。

会長

では、区長に出すのは提言と資料編までとしておいて、議事録を含めた全体懇談会の記録ということで別途考えていきたいということでもよろしいか。

事務局

今回資料編としているのは本文と合作にはなるかと思う。

A委員

では2冊ということになるのか。つまり、本文と資料編で1冊、議事録の綴りとして1冊ということでもよろしいか。

高橋起草委員

それは無理でしょう。

A委員

時期を置いて出すということか。

会長

この議事録の話については、時期を置いて出す、記録として整理する、ということでもよろしいか。とにかく時間的にも、分量的にもかなりあるといったところがある。

高橋起草委員

議事録そのものはホームページに記載されているのだから、それをプリントアウトなどすればよいのではないかということもいえる。それは事務局に任せて良いのではないか。とにかく時間的にやはり難しく7月3日には間に合わないと思う。

会長

逐一の議事録は別途記録を作成するときに考える、ということでもよろしいか。

A委員

そうすると、区長に渡す際に、本文、資料編とは別に、別冊もあるということ伝えて、後ほど送る旨を伝えるようにするというのもよいか。

会長

場合によっては議事録だけをCD-ROMに焼いて贈呈することもある。自分のところのホームページだから見てくれというものもある。では、これはここで結論として、他にあるか。

B委員

読み方についての確認だが、最終案の中で、点線で囲まれているものが本文で、「基本的な考え方」というのが点線に対してどういう考え方なのか、ということを示している。これはセットで区長に渡されると思うが、細かい事で恐縮だが、前文のところ、「地方公共団体」という言葉と「自治体」という言葉を一度、本案が出る前に一度提言案が送られたと思うが、その際言葉を置き換えているはずだが、22ページから23ページ見て頂くと、本文の方では、「区は区民に最も身近な地方公共団体として・・・」となっているが、基本的な考え方のところでは、「区は区民に最も身近な自治体として区に及び都と・・・」と言葉が違っている。また逆に11-6のところでは、本文のところは「他の地方公共団体と連携し・・・」となっているのに対し、基本的な考え方のと

ころでは、「自治体と連携し・・・」となっている。これらについて、どう解釈をすればよいかわからないのだが。

高橋起草委員　そこはあえて分けた。それについての説明は村上起草委員が適切かと思う。

村上起草委員　私から申し上げるのは、本文については正確な用語として使いたいということで「地方公共団体」としているが、基本的考え方については、「自治体」という身近な言葉で表現した。両方合わせ読んで頂ければわかるだろうといった意図がある。

高橋起草委員　つまりこういうことである。本文の方では正確な用語を使い、解説の方については、11-5と6を見て頂きたいが、文章の趣旨から、本文と解説をセットで読んだときによりわかり易くするためにあえて表現を変えた。

A委員　私は少し別の解釈をしていて、「地方公共団体」というのは今、法律等で書かれていますが、先日、あるところの憲法改正案を見たら「自治体」と表記されていた。なので、解説ではそれらを取ってやったのではないかと推測してみたが、少し違ったみたいだった。

高橋起草委員　普通に、区民にとって一番身近な「地方公共団体」とはなにか、「自治体」とはなにかと考え、あえてそこを区民の目線でこういう表現をとった。これについては今朝も事務局と電話で議論したが。

会長　では先ほどの質問ですが、この「地方公共団体」と「自治体」の表記の違いは意味があつてのことということでしょうか。

高橋起草委員　そういうこと。団体自治と、住民自治という議論からスタートし、最後に落ち着いたのがこういった表現。

会長　先ほどもあつたが、前文の中で使い分けているのも意図があつてやっているということでしょうか。

高橋起草委員　そういうこと。要は団体自治と住民自治というところからスタートし、こういったところで落ち着いた。

小原起草委員　前文なのだが、わざわざ法律語でなく、市民語を入れたということか。

C委員　前文の中の6行目に「名実ともに」という言葉が入っているが、ここに「名実ともに」という言葉がなにか形容詞なのかよくわからないが、無いと感じがでないし、逆にないと名実ともに自立した自治体ではなかったのか、という話になるだろうが、どのようになっているのか。

高橋起草委員　練馬区は東京23区ということで、地方自治法でいうと、本当の意味での地方自治体ではない。いわゆる片肺飛行ということになる。しかし、70万の区民の規模を考えたら、鳥取県よりも人口が多い。鳥取県は年間予算が約3200億円、練馬区は約1900億円ということもあつたりする。将来を考えていくと道州制などのこともあり、そういったこともあり、議論を踏まえてきた。例えば道州制になれば練馬区はなくなってしまふというような議論まで進んだ。そういった結果として目標は高く掲げようということで考えたのは「名実ともに自主的で自立的な地方公共団体」ということにした。そうすると、財源が無い、東京都から補助金をもらっているのに自立的というのはあるのか、だから練馬区でも自主財源を考えられるのかという意見もあつた。しかし、皆さんもご承知の

通り、バイクの不法駐輪は4000円から7500円に、自転車の2500円から4500円に値上げした。やはりこれには費用がかかる。それに見合うように費用を値上げした。そういったのはある意味自主財源と言える。そういったこともあり、「名実ともに自主的自立的な地方公共団体」という表現で落ち着いた。この項目だけで何時間も、何回も議論をした。それはなぜかという東京都は特別区という仕組みを持っているので、その中で地方自治、練馬区の自治を考えるということで、目標は高くということで書き込んである。

会長

実感とはかけ離れているかもしれないが、練馬区は東京都の内部にある。単なる解説上の問題となっているが。実際は大都市であるし、大きな機能を持っている。その意味で、制度改革を含めた大きな意味を持っていると私は考えている。

高橋起草委員

練馬区は人口規模として全国で19番目であるから。

A委員

そういったところで議論を深いところまでして頂いたということだが、議事要旨からは読めない。これは要旨だからなのだろうが、もう少し噛み砕いて要旨を作って頂いた方が良かった。私はここで聞いてわかるが、他の区民に発信する際にわかりづらいと思う。もう少し議事要旨を書き込んで欲しい。これは大事なことなので。なぜかという、懇談会の全体会よりも議論の進んだ起草部会という構造自体がある。そういう構造になっているわけで、実際起草をするのに議論をしたのは起草部会である。全体会は起草部会で挙がってきたものを質問とか審議をしたわけで、実際に議論をしたのは起草部会にある、ということで、そういうことならば、起草部会の議事要旨も、先ほど全体会の議事録も別冊にするとということで議事録も考えているようだが、あわせて起草部会の議事要旨も織り込んで議事の別冊にしておいた方が多くの区民にとってわかりよいと思う。若干費用がかかると思うがお願いしたい。

事務局

起草部会は白熱をしており、記録が一言一言追いかけるものではなかった。よって、何が話し合われ、どういう結果になったのかを示している覚書、というようになっているので議事要旨となっている。一方懇談会はまさに議事録ということで発言を聞き漏らさないように記録している。ということで、現行の起草部会の議事要旨から議事録に起こそうとすると、テープもとっていないので起せない。そういうことをご勘弁を頂きたい。

会長

手がかりとしては第2回に小原委員がレクチャーをしているが、その中で「23区は半熟の自治である」ということを言っている。その記録はあるということで参照してもらおうということにして欲しい。確かに「名実共に」と唐突に書かれると、名ばかりの自治だったのか、と思うかもしれない。高橋さんの説明などを書かれると、おわかり頂けると思う。しかし、やはり、初めて読まれる区民にとっては、おやっと思うかもしれない。是非とも区民に聞かれたらそういう趣旨だと皆さんの口からご説明頂けるようにして頂きたい。

高橋起草委員

7月にもシンポジウムがあり、その他説明会などもまだまだあるので、説明の機会は他にもあるだろう。

会長

他に何か意見はないか。

6月12日付けの提言についての意見の中で21ページの11-5、11-6の部分で使

われている「区」の定義について、この提言案の定義とは異なっているのではないか、というのがあるが、これについてはどういった議論があったか。

大島起草委員 それについては、どうしてこれがわからないのかなあ、たぶん表現の仕方が悪いのだからということになり、最初 11-6 では「練馬区」という表現になっており、これは行政を指すのだろうが、「練馬区」となると区民が包括されるというイメージがあってこういうご意見になったのかなと思う。区政は本来的には代理でやってもらっているの、この部分は「区」ということで「練馬」をとりましょう、ということになった。ということで「区に課される事務は・・・」ということにした。次の「他の地方公共団体」という書き方にしてあったものは、「地方公共団体」と書くと、相手方の区民も包括してしまうというようなイメージを持たれてしまうというように考え、誤解が無いようにするために「自治体」という表現にした。11-5 は本来的には無かったが、あえて入れ込むことにした。

会長 法律論として、区というのを執行機関と議会、および区民とする場合と区の執行機関と議会と職員たち、いわゆる役所にいる区政担当者たちが国や都との役割分担をするというように文章上になってしまう、という指摘だろうが、これはあり得ないのではないか。区という統治団体が、国や都という同じようなレベル、レベルの違う団体と役割分担をする、財源配分の適正化もありえる、対等で協力の関係もありえる。区政部門が国とか都というのは法律上難しいのではないかという指摘だと思うのだが。

A委員 直された趣旨はわかったが。

大島委員の言っているのは区民の感性に答えている。会長の言っているのは東京都が都の範囲の中で統治をしている。同時に練馬区は練馬区の区域の範囲の中で区の中で起こるものの統治をしているという部分の意味であるから、定義で言われている、区の中で仕分けをするべきではない、というのが会長の言っていることだと思う。私も会長の考えと同じだと思う。仕分けをしないと受け取る区民も混乱してしまうのではないかと思う。これは表現のし直し、書き方の直しをした方が正しく区民に伝わると思う。

会長 提言の方では「練馬区」にしてみてもどうか、という意味だが、「練馬区」な何だろうと考えると、3-1「練馬区の自治は・・・」ということがある。これを使うべきではないかという趣旨だと思う。それと、前文も「練馬区」という言葉を多用している。

木戸起草委員 何かご意見があれば。

たったいま思いついたことだが、「区」という言葉を、「練馬区の執行機関及び補助機関である職員」ということにしてはどうか。こうした場合に何か問題が起こることはあるか。

会長 多くの文章では議会は外すわけにはいかないものになっていると思う。

大島起草委員 議論した結果としては、「区政運営一般」という名目の章の中に入っているので、その中のものとして理解すれば良いのではないかという結果になった。この章の中での話だから、限定した理解ができるというように起草部会としては理解している。

小原起草委員 「区」を定義して、以下「区」という言葉を使い続けているが、それは練馬区の条例なので練馬区以外の何者でもない。わざわざ「練馬区」としているのは、統治団体である、ガバメントとしての練馬区ではなくて、練馬の区域という意味で使っている。11-5 に関して私はおかしいというのが府に落ちないが、ガバメントとガバメントとして

の関係としての都、国、区があって、そこに区民が落ちてもかまわないと思うので違和感は無いと思うが。

会長 おそらく条例化するときもこのような文言になるのだと思う。このような有力な意見が出たが他には何かないか。

高橋起草委員 条例化の時はこの中の点線の内部の部分が条例化されていくことが望ましいということだが、実際に区の中の特別チームが編成され、そこで条例化の作業が行なわれていく過程でそのまま採用されるとは限らない。限りなく全文が採用されたいと願って議論をしている。

会長 そういうことで議論をしているということで、おそらく議事録にも残ると思うが、そういう趣旨だということにすればご了解頂けるかと思う。

こういうことで了解が頂ければ最終案としたい。

その他の意見はよろしいか。

それではこれで晴れて区民懇談会の最終案としてまとめにしたい。

(拍手)

3. その他

会長 それでは事務局から

事務局 本当に長い期間にわたって皆様に精力的に議論をして頂き提言をまとめて頂き、感謝申し上げます。最終回は7月3日を予定しており、本日おまとめ頂いた提言を、区長がお受け取りさせて頂きたい。

大変申しわけないが、区長の日程の関係で、30分繰り上げで、6時から行なわせて頂きたい。区長は次の会合が7時から入っているのでお願い申し上げたい。

高橋起草委員 区長はどれくらいまでいられるのか。

事務局 7時から次の会合があるので6時半くらいまでとなる。

高橋起草委員 セレモニーの後、区長と懇談する時間があるということか。

私どもから再三申し上げているが、せっかくの機会なので、区長に限りなく時間をとってもらい、セレモニーの後、たとえ20分でも30分でも区長と委員と話ができる機会を取ってくれと言った回答が今のような答えになったと思う。セレモニーは10分程度で終わると思うので、後はみんなで協力して直接話を申し上げたいという方は話の中身をまとめて簡潔に言えば、何人かは対談できるのではないかと思う。区長の時間を考慮すると、聞くほうも単刀直入に言わなければならないと思うが。

会長 ではそういうことで6時丁度に区長が来られると思うのでお願いしたい。

事務局 もう一点シンポジウムに関して。提言を頂いた後に区が主催をしてシンポジウムを開きたいと思っている。シンポジウムでもっておまとめ頂いた提言を資料にして意見交換をするような場を設定したいと思っている。7月29日(土)14時から勤労福祉会館で、31日(月)19時から区役所地下アトリウム多目的会議室となる。開始時間等は多少変更するかもしれないが、日程としてはこの日程で開催したいと思っている。なお、シンポジウムなのでパネリスト等をどうするかについてはこれから考えるが、何

会長	か良いアイデアがあれば事務局にお伝え頂きたい。
事務局	ということで2回予定されているということである。委員の方にはどう心構えていて欲しいのか。
事務局	まず、何人かはパネリストをお願いしたい。また時間が許せば是非来て頂き、パネリストの応援をして頂きたい。また、一般の区民もいらっしゃり、そのような方々の質問をうけてパネリストからご意見を発表するというような場になると考えているので、懇談会で議論された内容を含め、そういった形で参加頂きたい。
会長	そういうことで、パネリストの方には出席を、それ以外の方については時間の許す限り出席をお願いしたい。
事務局	パネリストには直接連絡がいくということか。
会長	中身についてはこれから詰めていくということになる。
高橋起草委員	ということなので、是非ともご近所の方に声をかけて頂くなどして、できるだけ多くの方に参加して頂くことが大事だと思うのでお願いしたい。
高橋起草委員	ということでこれからは一般の区民の方からも、意見を頂くということになる。

4. 閉会

会長	その他何か言い残したことはないか。よろしいか。 それでは第14回懇談会だけでなく、練馬区自治基本条例の審議をこれで終了する。
----	---

次回予定

【日時】平成18年7月3日（水）18:00～19:00

【場所】庁議室